

新潟県柔道連盟 スポーツ団体ガバナンスコード＜一般スポーツ団体向け＞の遵守状況について

※当協会が定める規則等のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。⇒ <http://www.niigata-judo.com/>

項目 通し番号	原則	自己説明項目	対応 状況	自己説明（現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等）
1	[原則1] 法令等に基づき適切な団体運営 及び事業運営を行うべきであ る。	(1) 法人格を有する団体は、団体 に適用される法令を遵守してい るか。	—	当連盟は、法人格を有していない。
2	[原則1] 法令等に基づき適切な団体運営 及び事業運営を行うべきであ る。	(2) 法人格を有しない団体は、団 体としての実体を備え、団体の 規約等を遵守しているか。	A	新潟県柔道連盟規約（以下、「連盟規約」という。）を定め、これに則った運営により、団体としての組織を備え、かつ多数決の原理が行われ、構成員の変更があったとしても団体が存続し、代表の決定方法や財産の管理等の団体としての主要な事項を確定している。また、団体活動のための専用の口座を用い、財産を分別して管理・運営している。
3	[原則1] 法令等に基づき適切な団体運営 及び事業運営を行うべきであ る。	(3) 事業運営に当たって適用され る法令等を遵守しているか。	A	当連盟が公共施設を使用して競技大会やイベントを開催する際は、当該施設の使用に係る規則や、県や市町村等が定める安全管理に関する条例等に従い、運営している。
4	[原則1] 法令等に基づき適切な団体運営 及び事業運営を行うべきであ る。	(4) 適切な団体運営及び事業運営 を確保するための役員等の体制 を整備しているか。	A	連盟規約により、会長1名、副会長4名、理事長1名、理事9名、指名理事5名、評議員60名、監事2名及び事務局員若干名を置くことと定め、同規約に従い役員を選出している。 なお、同役員は、当連盟が運営するホームページに掲載している。
5	[原則2] 組織運営に関する目指すべき基 本方針を策定し公表すべきであ る。	(1) 組織運営に関する目指すべき 基本方針を策定し公表してい るか。	B	連盟規約により、本県柔道の健全なる普及及び振興並びに柔道を愛好する者相互の親睦融和を図ることを目的とし、同規約を年1回発行する連盟広報誌に掲載している。

項目 通し番号	原則	自己説明項目	対応 状況	自己説明（現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等）
6	[原則3] 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。	(1) 役職員に対しコンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	A	連盟規約に則って定期開催している理事会及び評議員会において、コンプライアンスに関する教養を行っているほか、指導者資格取得及び維持に必要な中央団体及び当連盟が主催する研修会の開催案内を行い、参加を促すと共に本件に関する知識と理解を深める活動を行っている。 また、当連盟は、懲戒規定を制定しており、コンプライアンスに反する行為に対し、当該行為を中央団体に報告の上、同規定に則った方式により、違反行為に関する調査及び処分の決定を行っている。 なお、同規定を年1回発行する連盟広報誌に掲載している。
7	[原則3] 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。	(2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	A	指導者資格取得及び維持に必要な中央団体及び当連盟が主催する研修会の開催案内を行い、参加を促すと共にコンプライアンスに関する知識と理解を深める活動を行っている。 また、当連盟は、懲戒規定を制定しており、コンプライアンスに反する行為に対し、当該行為を中央団体に報告の上、同規定に則った方式により、違反行為に関する調査及び処分の決定を行っている。 なお、同規定を年1回発行する連盟広報誌に掲載している。
8	[原則4] 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。	(1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守しているか。	A	会計処理は、連盟規約に基づき処理し、監事の監査を経て、評議員会に報告して承認を得ることで処理している。 経理報告については、各委員会の会計担当が事業毎の領収書やレシート等により計算の上、決裁書を作成し、毎年2月に監事による監査を行っている。
9	[原則4] 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。	(2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守しているか。	A	国又は県などによる補助金等の執行及び会計資料の作成については、補助金等交付団体の規約を遵守すると共に、前記8により監事等による監査を受けることにより適正な会計処理を図っている。
10	[原則4] 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。	(3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。	A	会計処理の内容について、連盟規約により会計知識に優れた連盟会員2名を指定し、チェックする体制を整えている。
11	[原則5] 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。	(1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか。	A	組織運営の透明性を確保し、適正なガバナンスを実現するため、以下の情報を連盟規約により定期開催している理事会等や当連盟が運営するホームページにおいて積極的に開示している。 ① 組織運営に重要な影響を及ぼし得る役職員の選任に関する情報 ② 会員等に重要な影響を及ぼし得る情報（選手選考に関する規程等） ③ 会員等に説明責任を果たす観点から開示することが適当と考えられる情報

項目 通し番号	原則	自己説明項目	対応 状況	自己説明（現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等）
12	[原則5] 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。	(2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。	A	前記11に同じ。
13	[原則6] 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合ガバナンスコード<中央競技団体向け>の個別の規定についてもその遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。	自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード<中央競技団体向け>の規定があるか。 (ある場合は下記に記述) 原則■について	A	当連盟の上位団体である（公財）全日本柔道連盟のホームページに、ガバナンスコード自己説明公表・規程が公開されており、当連盟もこれに準じている。 全日本柔道連盟HP → https://www.judo.or.jp/aboutus/gcode/

○公表の際は、このExcelファイルをPDF等に変換し、自身のウェブサイト等で公表してください

＊「対応状況」欄には、下記 A B C のいずれかを記載ください。

【対応状況に係る自己評価】

- A：対応している
- B：一部対応している
- C：対応できていない